

教職人事に関する申し合わせ事項

九州教区常置委員会は1976年7月12日開催の地区委員長会の要請にもとづき、教区内各教会が教師を招聘される際に以下の諸点に留意していただくよう確認いたしました。

1. 教師辞任後の後任人事については、当該教会に教師招聘委員会を設ける。
2. この委員会はその教会が属する地区の委員長および教区人事部と密接な連絡をとりながら人選を進める。この地区委員長および教区人事部との連絡は招聘制をとっている教団の姿勢に逆行する意図によるのではなく、当該関係者が見落としがちな諸点について必要な助言をしようとするものであり、適当な段階での連絡事項と理解していただきたい。
3. 人事は個人の人格や生活および将来に関する重大事であるから、関係者は最終決定の段階まで交渉の相手および交渉内容についての秘密を守ることが必要である。
4. 後任の推薦は誰でもできるが、この場合も関係者以外に秘密を守ることが当然である。推薦に関して当該教会の要請があった場合、教区人事部はその斡旋をする用意がある。
5. 意志決定は当該教会の責任であることは当然であるが、教会総会が最終決定の段階であるから、それ以前の段階でたとえ当事者相互にどのような諒解がなされていても、決定したこととしないよう細心の配慮が必要である。
6. 教区からの援助(特に謝儀保障)を必要とする教会が、人事部に2項の連絡なしに人事決定をした場合は教区はその援助に関して責任を負うことができないので特に注意していただきたい。
7. 当該教会は、招聘の本義をよくわきまえ、将来にわたる財的見通しを以てこれに臨むべきである。また教区においては、招聘より少なくとも5年間は謝儀保障の対象とすることができないので、この点を留意頂きたい。
8. 教師が辞任の意志をもった場合、教区が可能な助言をすることができる状況を作るために、教区人事部に対して当該教師から連絡があることが望ましい。

以上の点で質問や疑問のある場合は教区人事部まで問合せいただきたい。

(1976年9月21日 常置委員会にて決定)

(1999年5月5日 常置委員会にて改正)

(2004年9月21日 常置委員会にて改正)